

個人タクシー事業者団体評価規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都個人タクシー協会（以下「当協会」という。）の会員である協同組合本部等が、その支部等（以下「事業者団体」という。）に所属する個人タクシー事業者（以下「事業者」という。）の違法行為等を一元的に管理し、事業者団体評価を行うことにより、事業者団体に対する指導・教育を着実にを行う体制を整備し、もって、タクシーサービスの改善に資することを目的とする。

(評価期間)

第2条 評価対象期間（以下「評価期間」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(対象地区)

第3条 評価対象地区は、東京都特別区・武三交通圏とする。ただし、評価対象地区以外の地域の事業者団体において、必要と認められる状況と判断された際には、第10条教育・指導を実施するものとする。

(対象事案)

第4条 評価対象事案（以下「対象事案」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準に基づき公表された車両停止処分以上の「行政処分事案」について評価する。
- (2) 公益財団法人東京タクシーセンター（以下「センター」という。）から協同組合本部等へ「指導内容通知書」及び「不適正営業確認内容通知書」にて通知された「指導事案」について評価する。
- (3) センターから協同組合本部等へ「指導・苦情事案処理結果通知書」にて通知された「苦情事案」について評価する。
- (4) 当協会街頭営業適正化特別委員・推進指導員等による街頭指導で現認・通報され「街頭営業適正化指導規程」において「警告事案」または「処分事案」とされた「街頭指導事案」について評価する。

(対象事案の評価点数)

第5条 対象事案の評価点数は、別表のとおりとする。

(対象事案の評価時期)

第6条 対象事案の評価時期については、次のとおりとする。

- (1) 行政処分事案の評価は、行政処分された日
- (2) 指導事案の評価は、事案発生日
- (3) 苦情事案の評価は、受付けた日

(4) 街頭指導事案の評価は、事案発生日

(一人当りの点数の算出)

第7条 評価は、評価期間における対象事案の評価点数の合計値を評価期間末日現在における事業者団体に所属する事業者数で除した点数（以下「一人当りの点数」という。）を算出し行う。

(評価の決定)

第8条 評価は4段階とし、一人当りの点数により次の表により評価を決定する。

評価	一人当りの点数
A	0.05 点未満
B	0.05 点以上 0.075 点未満
C	0.075 点以上 0.1 点未満
D	0.1 点以上

- 2 諸般の情勢により、上記の基準数値が著しく適正を欠くと認められる状態となった場合には、見直しすることができる。

(表彰)

第9条 評価結果Aを5年連続、10年連続達成した事業者団体に対しては、記念品を添えて表彰するものとする。

(教育・指導)

第10条 評価結果がDの事業者団体に対しては、協同組合本部が指導・教育を着実に実施するものとする。

- 2 全個人タクシー協議会の評価結果がDの場合には、当協会街頭営業適正化特別委員会委員長が指導・教育を実施するものとする。

(附則)

- 1 この規程の改廃は、理事会において行う。
2 この規程は、平成30年6月22日に制定し、平成30年4月1日以降の事案から適用する。

別表

対象事案評価点数

対象事案	評価点数
行政処分（車両停止120日以上）	3点
行政処分（車両停止60日以上120日未満）	2点
行政処分（車両停止60日未満）	1点
職務に関して著しく不適当な行為	3点
事業者乗務証偽造	3点
事業者乗務証かいざん	3点
事業者乗務証期限切れ	2点
事業者乗務証不携帯	1点
事業者乗務証不表示	1点
事業者乗務証裏表示、いんぺい	1点
運送の引受けの拒絶	2点
運送の継続の拒絶又は中断	3点
旅客に対する肉体的、精神的苦痛を与える行為	3点
接客不良	1点
乱暴運転	1点
利便阻害行為	3点
呼込・客引行為	2点
表示関係取扱不適切（偽装迎車、偽装回送等）	1点
その他不適正な行為	1点
不当料金請求	3点
メーター不使用	1点
割増メーター走行	2点
メーター操作不適切	1点
迂回走行	1点
乗合類似行為	2点
釣銭不払・不足	1点
乗禁地区営業	2点
区域外営業	2点
指導員に対する暴力・暴言行為	3点
入路指定無視	1点
進入禁止無視	1点
待機禁止無視	1点
乗り場無視	1点
回遊車両	1点
指導無視	1点
乗車行為の禁止無視	1点
優良タクシー乗り場への不正入構	1点
交通阻害行為	1点